

書類を提出される方へ

書面を提出される場合には、以下の点にご留意ください。

1 提出書類の種類

提出書類の種類としては、あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」や、あなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。

2 提出書類の開示

あなたから提出される資料のコピーは、原則として相手に交付します。また、コピーの提出がない場合でも、相手が申請手続きをとれば、原則として、相手にお見せしたり（「閲覧」と言います。）、コピーを認める（「謄写」と言います。）こととなります。提出書類は、相手に閲覧・謄写されることを前提として、作成・提出してください。

3 提出書類の作成方法

【主張書面の作成】

- (1) A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズです。）の用紙に横書きし、綴じしろとして左端より3センチメートル程度あけて作成してください。
- (2) 必ず①事件番号（平成〇〇年(家イ)又は(家)第〇〇〇〇号）、②作成年月日、③提出者の署名（記名）と押印、④裁判所名担当部係を記載してください。
- (3) いずれにも署名（記名）押印した同じ書面2通（裁判所用と相手用）を提出してください。

【資料の作成】

- (1) 原本はお手元で保管してコピー2通（裁判所用と相手用）を提出してください。
- (2) 部分的に、相手には知られたくない情報が記載されている場合、その部分を黒塗り（「マスキング」ともいいます。）するなど、読み取ることができないようにしたコピー2通（裁判所用と相手用。コピー2通は全く同じものであることが必要です。）を提出してください。
- (3) (2)のように部分的に黒塗りすることができない資料や、その全体を相手に知られたくない資料については、別紙「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書と一体にして、コピー1通を提出してください（その場合、この申出書を参考に、裁判所が資料を非開示とするかどうかを判断します。）。
- (4) これらの提出の仕方とその後の取扱いについては、裏面の表をご覧ください。

4 提出方法

期日に持参していただくか、担当書記官宛てに持参・郵送で提出してください。

5 その他

家事事件の当事者には、誠実に手続を追行する義務と、裁判所が行う事実調査や証拠調べに協力する義務があります。本書面の注意等をよく読んで理解した上で、書類の提出を行ってください。

【参考】裁判所への提出の仕方とその後の取扱いについて

	そのまま提出	一部を黒塗り (マスキング)して提出	非開示の希望に関する申出書を添付して提出
該当資料のイメージ	◆資料全般	◆相手に知られたくない情報が部分的に記載された資料 (例えば、勤務先や住所を相手に知られたくない時、そうした記載がある源泉徴収票など)	◆黒塗りでできない又はその全体を相手に知られたくないなど、その全体を相手に見せられないような例外的事情がある資料
提出部数と提出方法	◆2部(裁判所用と相手用)	◆2部(裁判所用と相手用) ◆相手に知られたくない情報をもれなく黒塗りした上で、全く同じ物をコピーして、裁判所用と相手用として提出します	◆1部(裁判所用) ◆資料ごとに「非開示の希望に関する申出書」を記入したうえで、その下に非開示としたい資料をホチキス止めし、一体として提出します
提出書面の取扱い	◆原則として、コピーを相手に交付します ◆相手が裁判所に申請すれば、閲覧や謄写が認められます	◆原則として、コピーを相手に交付します ◆相手が裁判所に申請すれば、閲覧や謄写が認められます	◆相手が閲覧や謄写を申請した場合、「非開示の希望に関する申出書」をもとに、申請を認めるかどうかを裁判所が判断します(非開示の希望があっても、それを認めるとは限りません)
審判で裁判所の判断のための資料とされた場合の取扱い(※)	◆資料の全体が、裁判所の判断材料になります ◆相手が裁判所に申請すれば、閲覧や謄写が認められます	◆資料のうち黒塗りされていない部分が、裁判所の判断材料になります(黒塗り箇所については、判断材料になりません) ◆相手が裁判所に申請すれば、閲覧や謄写が認められます	◆資料の全体が、裁判所の判断材料になります ◆相手が閲覧や謄写を申請した場合、「非開示の希望に関する申出書」をもとに、申請を認めるかどうかを裁判所が判断します(審判では、裁判所の判断の根拠を明らかにして、反論の機会を与える必要性が高いため、調停では閲覧や謄写が認められなくても、審判では認められる場合があります)

※ 審判とは、調停が不成立となった(合意に至らない)場合や審判事件として申し立てられた場合などに、裁判所が判断する手続きです。面会交流、養育費、婚姻費用分担などの事件は、調停不成立の場合には、審判に移行しますので、審判で裁判所の判断のための資料とされた場合の取扱いについて、予め理解しておいてください。

※ 夫婦関係調整事件など、審判には移行しない事件において提出された資料であっても、関連して面会交流、婚姻費用分担、養育費等の事件を審理した場合などには、それらの事件が審判に移行するのに伴って、審判での裁判所の判断材料となる場合があります。